

## 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

別表第3項中「7,950円」を「7,210円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターにおいて、核磁気共鳴装置等の機械器具を更新し、及び新たに設置することに伴い、利用料金の基準額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。